伊勢市避難行動要支援者
避難支援プラン全体計画



Ise City 伊勢市

目　次

第１章　総則	
１　背景と目的	Ｐ１
２　計画の位置付け	
３　計画の基本的な考え方	Ｐ１～２
第２章　避難支援体制	
１　支援体制の構築	Ｐ３
２　支援体制（組織）	Ｐ３～８
第３章　避難行動要支援者制度	
１　制度概要	Ｐ９
２　名簿の作成	
３　意思確認の実施	
４　名簿の管理及び更新	Ｐ10
５　名簿の情報共有（提供）	
６　名簿の活用	
７　名簿の記載情報	
８　個別避難計画	Ｐ11
９　守秘義務	Ｐ12
10　防災ささえあい手帳	
第４章　情１報伝達・避難支援の実施	
１　避難のための情報伝達	Ｐ13
２　避難行動要支援者の避難支援	Ｐ13～14
第５章　避難所における支援体制	
１　避難所における支援	Ｐ15
２　避難所の環境整備	
３　福祉避難所	Ｐ15～16
第６章　防災訓練の実施	
１　地域の防災訓練	Ｐ17

※文章中にある「名簿」の表記は「避難行動要支援者名簿」と『防災ささえあい名簿』両方を指します。

第１章　　総則

１　背景と目的

災害が発生したとき、人々の生命を守るという点から重要なことは、より安全な場所へ円滑に避難できることである。しかしながら、高齢者や障がいのある人の中には、何らかの手助けなしには避難できない人も多くみられ、近年のゲリラ豪雨などに代表される突発的災害により、多くの人が死傷しているという実態がある。

災害における全体の死者のうち 65 歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風 19 号では約 65%、令和２年７月豪雨では約 79%であった。こうした被災状況を踏まえ、国では高齢者等の避難のあり方について議論が行われ、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示された。

また、令和３年５月にも災害対策基本法が改正され、市町村に個別避難計画作成の努力義務が課されるなどの規定等が創設された。

避難支援の体制づくりにおいては、地域住民と行政の協働が欠かせないことから、災害時の対応において、中心的な役割を担う自治体と地域住民が力を結集し、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって、取組みを進めなければならない。

そこで、伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画（以下「全体計画」という。）を定め、本市において災害発生時の避難行動要支援者の避難支援体制の基本的な考え方、進め方などを明らかにするものである。

なお、全体計画の実施にあたっては、既に実施している各自治会、各自主防災組織における取り組みとの連携に十分配慮することとする。

２　計画の位置付け

全体計画は、災害対策基本法第４９条の１０～１７、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、「伊勢市地域防災計画」を踏まえ、避難支援に関する事項を具体化するものである。

また、この計画は随時、市で内容を検討して見直しを行う。

３　計画の基本的な考え方

この全体計画では、避難行動要支援者について、災害時にどのように支援をするかについて定める。

(１)対象とする災害及び地域

この全体計画は、風水害、地震等全ての災害を対象とし、対象地域は市内全域とする。

(２)計画における避難行動要支援者の範囲

災害対策基本法において、避難行動要支援者とは、高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者のうち「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特

に支援を要する者」とされている。本計画では、避難行動要支援者の対象範囲を次のとおりとする。

ア．避難行動要支援者

在宅生活をしており、下記のいずれかに該当する人

①	75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人
②	要介護３以上の認定を受けている人
③	身体障害者手帳（肢体・内部障がい １～２ 級、視覚・聴覚障がい １～３ 級）の交付を受けている人
④	療育手帳（程度区分 A1、A2）の交付を受けている人
⑤	精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている人
⑥	特定医療（指定難病）受給者証の交付を受けている人のうち人工呼吸器などを装着している人
⑦	これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た人

(３)自助・共助・公助

災害時の対策として、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合う「共助」が重要となるため、日頃からの備えや近隣住民等とのつながりを確保しておくことが大切となる。

これらの「自助」・「共助」に加え、市や公的機関による支援「公助」が一体となり、協働で避難支援体制の構築に取り組んでいかなければならない。

ア．自助

自らの身を守ることが「自助」である。災害時に最も重要なことであり、避難支援体制の基本となる。このことは避難行動要支援者も含めた全ての人に当てはまる。

このため、避難行動要支援者自身及びその家族も日頃から、情報を得る手段の準備や物資の備蓄、近隣の人々とのつながりを確保しておくことが重要である。

イ．共助

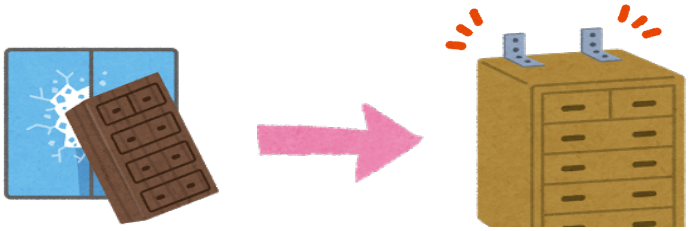
近隣の住民をはじめとした地域における住民相互の助け合いが「共助」である。

日頃からの声かけや見守り活動などを通じて、互いに信頼関係をつくることが重要である。

なお、共助による避難支援は、自分自身や家族の安全確保を最優先とし、可能な限りで行うこととする。

ウ．公助

「公助」は、市などの公的機関による支援のことである。制度整備や方針の決定を行い、自助、共助がスムーズに行えるような体制づくりを行う。



第２章　　避難支援体制

１　支援体制の構築

災害発生時に避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に行うためには、日頃から行政及び下記の避難支援等関係者等が連携し、支援体制を構築しておくことが必要である。

また、災害発生時の避難行動要支援者の避難支援を行うにあたっては、隣近所の住民をはじめ、地域等を中心とした地域の支え合いが重要となってくるため、平常時から防災訓練や日頃からの見守りなどを通じ、地域で助け合う「共助」の取組の重要性を常に啓発していくことが求められる。

同時に、避難行動要支援者に対しても災害時の支援は、支援する側もまずは自分や家族の安全確保が最優先であり、必ずしも支援を受けられるとは限らないこと、また支援する側に法的な責任や義務を負うものではないため、避難行動要支援者自身もできる範囲で災害に備えておくことが必要であることについて、十分に周知・啓発するものとする。

２　支援体制（組織）

本計画における避難行動要支援者の避難支援等に関する支援体制（組織）、役割については、下記のとおりとする。

(１)避難行動要支援者避難支援対策会議を構築する機関

災害時における全体計画に関する事項、その他避難行動要支援者の避難支援等に関する事項について検討することを目的に、避難行動要支援者避難支援対策会議（以下、「対策会議」と言う。）を設置する。

また、対策会議の構成機関は、下記のとおりとする。

ア．避難行動要支援者避難支援対策会議

① 自治会、自主防災組織　② 民生委員・児童委員　③ 消防団
④ 社会福祉協議会　⑤ 警察　⑥ 地域包括支援センター
⑦ 伊勢市障がい者基幹相談支援センター
⑧ 介護サービス事業者　⑨ 老人クラブ連合会
⑩ ボランティア連絡協議会　⑪ 保健所
（事務局）避難所チームを構成する課及び消防本部

(２)避難支援等関係者

避難支援等関係者は、平常時から『防災ささえあい名簿』等を提供する機関とし、提供された『防災ささえあい名簿』等を活用し、日頃の見守りや地域で行う防災訓練などを通じて、災害時に円滑に避難支援等が実施できる支援体制づくりや災害時の安否確認や避難支援等に取り組む。

また、避難支援等関係者は、下記のとおりとする。

ア．避難支援等関係者

① 自治会、自主防災組織　② 民生委員・児童委員　③ 消防団

④ 社会福祉協議会　　⑤ 警察　　⑥ 地域包括支援センター
⑦ 障がい者相談支援事業者（障がい者相談支援センター・特定相談支援事業者等）
⑧ 介護サービス事業者　　⑨三重県聴覚障害者支援センター
⑩ 避難支援等実施者
※⑦障がい者相談支援事業者のうち特定相談支援事業者等、⑧介護サービス事業者、⑩避難支援等実施者については、平常時から『防災ささえあい名簿』は提供せず、必要に応じて情報提供を行う機関とする。

(３)避難所チームを構成する課

市は、災害が発生し災害対策本部が立ち上がった時は、避難所チームを立ち上げて対応に当たる。

避難所チームを構成する課
医療保険課、高齢・障がい福祉課、介護保険課、福祉総合支援センター、保育課、子育て応援課、こども発達支援室、生活支援課、生活福祉課(市民係)、観光振興課、観光誘客課、スポーツ課、社会教育課、文化政策課

(４)役割

ア．市の役割

避難行動要支援者の支援における市の役割は、制度の制定、体制の整備といった市全体の方針等を決定することである。

また、名簿の作成や個別避難計画の作成など、各関係機関等と連携しながら制度の周知・推進に努める。

平常時	① 避難支援プラン全体計画の作成・修正・周知 ② 「避難行動要支援者名簿」の作成・管理・更新 ③ 避難行動要支援者制度の周知・推進 ④ 『防災ささえあい名簿』の作成・管理・更新 ⑤ 避難支援等関係者（名簿提供先）への『防災ささえあい名簿』の提供 ⑥ 個別避難計画の作成 ⑦ 福祉避難所の指定・受入体制の調整 ⑧ 防災訓練・情報伝達の実施及び地域の防災訓練への指導・協力 ⑨ 避難情報等の情報伝達体制の整備・情報伝達訓練 ⑩ 避難行動要支援者避難支援対策会議の事務局
災害時	① 避難所チームの立ち上げ ② 避難情報等の発令・伝達 ③ 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ④ 安否確認・避難状況の把握 ⑤ 避難所の開設 ⑥ 福祉避難所への受入要請 ⑦ 避難所での避難行動要支援者への支援

イ．消防本部の役割

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 「避難行動要支援者名簿」・『防災ささえあい名簿』の管理 ③ 消防団への『防災ささえあい名簿』の提供協力 ④ 個別避難計画の管理 ⑤ 地域の防災訓練の実施及び指導・協力
災害時	① 消防・水防活動 ② 避難情報等の伝達 ③ 被災者の救出・救護・避難誘導活動 ④ 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ⑤ 安否確認・避難状況の把握

ウ．保健所の役割

平常時	① 市が行う避難行動要支援者対策への助言及び支援 ② 避難行動要支援者制度の周知啓発 ③ 市へ難病患者等の情報提供 ④ 個別避難計画への作成支援（助言）
災害時	① 各関係機関との連携 ② 避難支援への協力及び情報提供

エ．老人クラブ連合会の役割

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 地域の防災訓練への協力
災害時	① 避難支援への協力及び情報提供

オ．ボランティア連絡協議会の役割

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 （ボランティア関係団体への周知啓発） ② 地域の防災訓練への協力
災害時	① 災害ボランティアセンターの運営協力 ② 避難支援への協力及び情報提供

カ.伊勢市障がい者基幹相談支援センターの役割

平常時	① 市が行う避難行動要支援者対策への助言及び支援 ② 障がい者相談支援事業者への助言及び支援
災害時	① 関係機関との連携 ② 障がい者相談支援事業者への後方支援等

キ．避難支援等関係者の役割

（ア）自治会、自主防災組織

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 避難支援等実施者の選任 ③ 『防災ささえあい名簿』の管理 ④ 個別避難計画の作成支援及び管理 ⑤ 地域の防災訓練の実施
災害時	① 避難支援等実施者との連携 ② 避難行動要支援者の避難支援、安否確認

(イ)民生委員・児童委員協議会

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 避難支援等実施者の選任協力 ③ 『防災ささえあい名簿』の管理 ④ 個別避難計画の作成支援及び管理 ⑤ 地域の防災訓練への協力
災害時	① 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ② 避難行動要支援者の避難支援、安否確認

（ウ）消防団

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 『防災ささえあい名簿』の管理 ③ 個別避難計画の作成支援及び管理 ④ 地域の防災訓練への協力
災害時	① 消防及び水防活動 ② 避難情報等の伝達 ③ 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ④ 被災者の救出・救護・避難誘導活動 ⑤ 安否確認、避難状況の把握

（エ）社会福祉協議会

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 『防災ささえあい名簿』の管理 ③ 個別避難計画の作成支援及び管理 ④ 地域の防災訓練への協力
災害時	① 災害ボランティアセンターの運営 ② 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ③ 避難行動要支援者の避難支援時などの情報提供

（オ）警察

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 『防災ささえあい名簿』の管理 ③ 個別避難計画の管理
災害時	① 被災者の救出・救護・避難誘導活動 ② 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ③ 安否確認、避難状況の把握

（カ）地域包括支援センター

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 『防災ささえあい名簿』の管理 ③ 個別避難計画の作成支援及び管理 ④ 避難行動要支援者に関する課題の把握・情報提供 ⑤ 地域の防災訓練への協力
災害時	① 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ② 避難行動要支援者に関する課題の把握・情報提供 ③　安否確認への協力

（キ）障がい者相談支援事業者

①障がい者相談支援センター

平常時	①　避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 『防災ささえあい名簿』の管理 ③ 個別避難計画の作成支援及び管理 ④ 避難行動要支援者に関する課題の把握・情報提供 ⑤ 地域の防災訓練への協力
災害時	① 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ② 避難行動要支援者に関する課題の把握・情報提供 ③ 安否確認への協力

②特定相談支援事業者等

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 個別避難計画の作成支援 ③ 地域の防災訓練への協力
災害時	① 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ② 避難行動要支援者に関する課題の把握・情報提供 ③　安否確認への協力

（ク）介護サービス事業者

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 個別避難計画の作成支援 ③ 地域の防災訓練への協力
災害時	① 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ② 協定に基づく避難所等への人的支援及び安否確認への協力

（ケ）三重県聴覚障害者支援センター

平常時	① 避難行動要支援者制度の周知啓発及び協力 ② 『防災ささえあい名簿』の管理 ③ 個別避難計画の作成支援及び管理
災害時	① 避難支援等関係者及び各関係機関との連携 ② 協定に基づく避難情報等の伝達及び安否確認への協力、避難所等における支援等

（コ）避難支援等実施者

平常時	① 避難行動要支援者制度の協力 ② 個別避難計画の作成支援及び管理 ③ 地域の防災訓練への協力
災害時	① 避難支援等関係者との連携 ② 避難行動要支援者の避難支援、安否確認

※避難支援等実施者による避難行動要支援者への支援は、任意の協力により行われるものであり、法的な責任や義務を負うものではない。





第３章　　避難行動要支援者制度

１　制度概要

災害時に自分や家族では安全に避難することが困難で、特に支援を必要とする高齢者や障がいのある人等（避難行動要支援者)の情報を地域等で共有し、災害時の支援体制づくりを進めるための制度である。

市は、あらかじめ避難行動要支援者の名簿を作成する。その名簿に登録された人のうち、情報提供に同意をした人の名簿を『防災ささえあい名簿』とし、平常時から自治会、自主防災組織や民生委員、消防団などの地域の支援者等（避難支援等関係者）に提供する。

避難支援等関係者は『防災ささえあい名簿』をもとに、日頃の見守りや地域で行う防災訓練などを通じて、災害時に円滑に避難支援等が実施できる支援体制づくりのために活用するものとする。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、一人ひとりの具体的な支援の計画「個別避難計画」を市の支援による作成や本人や家族又は地域の協力により作成する。

２　名簿の作成

(１)「避難行動要支援者名簿」の作成

市は、災害対策基本法に基づき、災害時等における避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うため、市が保有する情報から「避難行動要支援者名簿」を作成する。

また、特定医療（指定難病）受給者証の交付を受けている人のうち人工呼吸器などを装着している人については、保健所から情報提供を受けることとする。

(２)『防災ささえあい名簿』の作成

市は、避難行動要支援者に対し、『防災ささえあい名簿』および「個別避難計画」の情報提供に関する同意書を送付する。提出された同意書のうち、災害時に自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人で、平常時から避難支援等関係者に情報提供することに同意する人の名簿『防災ささえあい名簿』を作成する。

３　意思確認の実施

市は、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することについての意思確認を『防災ささえあい名簿』および「個別避難計画」の情報提供に関する同意書により行う。

なお、本人に判断能力が欠ける場合にあっては、親権者や代理人等から同意を得るものとする。

また、同意の意思については、変更の申し出がない限り、自動継続とする。



４　名簿の管理及び更新

市は、名簿情報を災害対策基本法及び伊勢市個人情報保護条例に基づき、適正に管理する。また、災害の発生時等を考慮し、名簿を電子データ及び紙媒体の双方で管理する。

名簿の更新については、市が保有する情報や本人等からの申し出などにより更新を行う。

電子データの更新時期については、常に内容を適正に保つよう努めるものとするが、紙媒体の名簿については、年１回を基本とする。

５　名簿の情報共有（提供）

(１)「避難行動要支援者名簿」

「避難行動要支援者名簿」は、高齢・障がい福祉課で情報を管理するものとし、平常時から避難所チーム、消防本部と情報を共有する。

平常時においては、市関係部署のみが管理するが、災害時に避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、市が特に必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意の有無に関係なく、避難支援等関係者、その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(２)『防災ささえあい名簿』

『防災ささえあい名簿』は、高齢・障がい福祉課で情報を管理するものとし、平常時から避難所チーム、消防本部、避難支援等関係者と情報を共有する。

なお、自治会、自主防災組織及び消防団においては、個別避難計画の作成や避難支援等の実施のために必要な場合は、組織の判断により必要な限度で共有できるものとする。

ただし、その場合は災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明し、名簿の保管を適正に行うよう指導することとする。

６　名簿の活用

(１)「避難行動要支援者名簿」

市から災害時等に名簿を提供された避難支援等関係者等は、災害時等において避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、避難支援及び安否確認等に活用することができる。

(２)『防災ささえあい名簿』

市から平常時において名簿を提供された避難支援等関係者は、災害時等における避難支援及び安否確認等に活用できるものとし、その災害時の支援等に活用するための平常時における活動にも活用することができる。

７　名簿の記載情報

名簿に記載する情報は、次のとおりである。

・氏名　　・住所　　・生年月日　　・性別　　・連絡先（電話番号など）

・避難支援等を必要とする事由（要介護度など）　　・その他必要と認める事項

８　個別避難計画

個別避難計画（以下「計画」という。）とは、災害時に避難支援等を実効性のあるものとするため、『防災ささえあい名簿』に登録されている一人ひとりの具体的な避難方法や支援の計画を作成し、この計画を平常時から、避難支援等関係者と情報を共有し、災害発生時に備えておくものである。

(１) 個別避難計画の作成

市は『防災ささえあい名簿』に登録されている人のうち、計画作成に同意し、避難支援等関係者その他の者に情報提供することに同意した人の「個別避難計画（様式)」(以下「様式」という。）を作成する。作成方法は、市の支援による作成（福祉専門職による作成を含む）や本人・家族等による作成又は地域等の協力により作成する。

(２)個別避難計画の管理及び更新

市は、計画の情報を災害対策基本法及び伊勢市個人情報保護条例に基づき、適正に管理する。

また、災害の発生時等を考慮し、計画を電子データ及び紙媒体の双方で管理する。

計画の更新については、市が保有する情報や本人等からの申出などにより更新を行う。

電子データの更新時期については、常に内容を適正に保つよう努めるものとするが、紙媒体の計画については、年１回を基本とする。

(３)個別避難計画の情報共有（提供）及び活用

計画は、高齢･障がい福祉課で情報を管理するものとし、平常時は本人及び避難所チーム、消防本部、避難支援等関係者（『防災ささえあい名簿』提供先）と避難支援等実施者と情報を共有する。

ただし、災害時に避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、市が特に必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意の有無に関係なく、計画情報を提供することができる。

また、市から平常時において計画を提供された避難支援等関係者（『防災ささえあい名簿』提供先）と避難支援等実施者は、災害時等における避難支援及び安否確認等に活用できるものとし、その災害時の支援等に活用するための平常時における活動にも活用することができる。

(４)避難支援等実施者の確保等

避難支援等実施者については、原則、本人や家族等が近隣の住民等に依頼し、必ず同意を得たうえで、計画（様式）に氏名等を記入する。

しかし、本人や家族等が避難支援等実施者を選定することができない場合は、避難支援等関係者が協力し、地域の実情を踏まえたうえで、避難支援等実施者の選定を支援するものとする。個人のほか組織や団体、地域に事業所や宿舎等を有する企業等も、避難支援等実施者として協力を得ることもできる。

また、避難支援等実施者の体力や状況等を踏まえ、複数人で役割分担し避難の支援を実施することもできる。

なお、避難行動要支援者が寝たきりの場合など、心身の状況により避難支援等に困難をきたす場合には、あらかじめ介護サービス等の利用等を調整しておくこともできる。

９　守秘義務

災害対策基本法第４９条の１３の規定により、名簿や個別避難計画の提供を受けた者もしくは名簿等情報の提供を受けた者又は名簿等の情報を利用して避難支援等の実施に携わる者もしくはこれらの者であった者は、正当な理由がなく、名簿等の情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

ただし、災害時において避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿等の情報を近隣住民等に知らせるような場合は「正当な理由」に該当すると考えられるため、災害対策基本法における守秘義務違反には当たらない。

１０　防災ささえあい手帳

『防災ささえあい名簿』に登録をされた避難行動要支援者に「防災ささえあい手帳」（以下「手帳」という。）を交付する。

『防災ささえあい名簿』に登録をされた避難行動要支援者は、この手帳に必要な情報を記入したうえで所持するものとする。



第４章　　情報伝達・避難支援の実施

１　避難のための情報伝達

（１）避難情報等の伝達

市は、災害時において避難情報等の発令や災害関連情報について、様々な情報伝達手段を利用し、迅速かつ確実に避難情報等の伝達を行う。

（２）情報伝達ルート

市は、避難支援等関係者等に対し、情報を伝達する体制を整備するとともに、避難支援等関係者等が速やかに避難支援体制を整えられるよう防災情報を積極的に提供し、避難支援体制の確保に努める。

（３）情報伝達手段

市は、防災行政無線のほか、市のホームページ、防災メール、広報車等のあらゆる手段を活用し、地域住民や関係機関等に避難に関する呼びかけ等の災害情報を提供する。

また、避難の呼びかけ等が避難行動要支援者を含めた住民に届くよう、地域ぐるみによる情報伝達体制の整備（共助）を促していくとともに、地域住民も災害等緊急情報の取得に積極的に努めてもらえるよう（自助）に啓発を行う。

情報伝達手段（例）	音声	文字
防災行政無線放送、防災行政無線電話サービス	○	
防災メール、エリアメール、防災 FAX サービス、Yahoo!防災速報、LINE、SNS		○
市広報車、消防車両による広報	○	
ケーブルテレビ行政チャンネルの文字放送		○

（４）聴覚障がい者への支援

聴覚障がい者については「伊勢市手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業実施要綱」及び「避難行動要支援者支援にかかる協定に伴う派遣要請マニュアル」、「災害時等における手話・要約筆記通訳者の派遣要請マニュアル」に基づき支援を行う。

２　避難行動要支援者の避難支援

（１）避難支援の方法

名簿や個別避難計画に基づいて、避難支援等関係者や地域が連携かつ協力しながら、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

（２）避難支援等関係者等の安全確保

避難行動要支援者の避難支援にあっては、まずは自分自身や家族の安全確保を最優先としたうえで可能な範囲で支援等を行う。

また、法的な責任や義務を負うものではなく、避難支援等関係者等の任意の協力により行われるものであり、状況によっては必ずしも支援が受けられるとは限らないことや避難

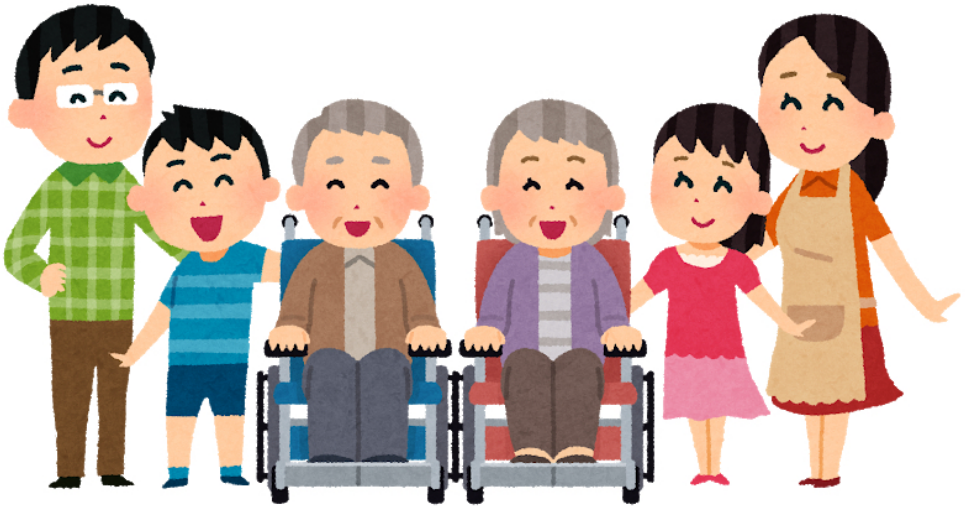
行動要支援者の可能な範囲での自助が必要不可欠であることについて周知を図る。

なお、名簿や個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く）が、災害時において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等を実施したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、災対法第 65 条第 1 項、第 84 条第 1 項に基づき損害補償の対象となる。

(３)避難行動要支援者の安否確認

市は、名簿又は個別避難計画を有効に活用し、避難支援等関係者等と協力して避難行動要支援者の安否確認を行う。

また、「災害時等における避難所等での応急措置等に関する協定書」に基づき、締結先である介護サービス事業者から市内の介護サービスを利用する者の安否情報の報告を受けるものとする。



第５章　　避難所における支援体制

１　避難所における支援

市は、防災情報に基づき早期に避難所の開設を行い、開設にあたっては様々な情報伝達手段により、住民への周知を図る。

避難所における支援等については、市と避難支援等関係者等が連携かつ協力して実施する。

また、一般の避難所では、避難生活に支障をきたすなど何かしらの特別な配慮を必要とする人の把握に努めるとともに、状況によっては介護職員等の派遣や福祉避難所や医療施設への移送を行う。

(１)避難行動要支援者の引継ぎ

避難支援等関係者は、安否確認等の情報を避難所担当職員に引継ぎを行うものとする。

(２)介護職員等の派遣

避難行動要支援者等の避難所等における生活支援に必要な人員に不足が生じたときは、協定に基づき介護職員等の派遣要請を行い、避難所に派遣する。

(３)福祉避難所への移送

市は、一般の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者等を、協定に基づき指定避難所から福祉避難所へ移送する。

２　避難所の環境整備

市は、地域防災計画で指定する避難所について、避難行動要支援者等の利用にも配慮した環境整備に努めるものとする。

(１)避難行動要支援者等に対する環境整備

災害時には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所等で避難生活を送ることとなるため、避難行動要支援者等に配慮した設備（バリアフリー化等）や必要な物資の備蓄等に努めるとともに、これらの環境整備については、各事業者等との協定の締結に努める。

３　福祉避難所

(１)福祉避難所の指定

一般の避難所では、避難生活に支障をきたすなど何かしらの特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を災害時に確保できるよう、施設等に広く協力を求め、あらかじめ福祉避難所を指定するよう努める。

福祉避難所として指定できる施設は、原則として想定される災害からの安全性が確保され、避難行動要支援者等の利用に適しており、かつ生活相談員等の確保が比較的容易である既存施設を活用することとする。

市は、福祉避難所を指定する場合、当該施設と「災害時等に福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書」を締結し、円滑な福祉避難所の開設、受入、運営を図る。

(２)福祉避難所の対象者

福祉避難所を利用できる者は、災害時等に緊急の入院加療等を必要としない者で、市が開設した指定避難所では避難生活に支障をきたすなど、特別な配慮が必要な在宅の人で、対象者を介助する家族等も対象者とともに避難する。

(３)福祉避難所の利用

市は、災害時等において指定した福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り、受入れ可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮する。

避難行動要支援者等の利用、受入については、市の要請に応じて行うもので、避難行動要支援者本人及び家族、避難支援等関係者等から直接依頼をすることはできない。

なお、福祉避難所の利用は緊急避難的な利用の場合であり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を保障するものではない。



第６章　　防災訓練の実施

１　地域の防災訓練

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と地域住民である避難支援等実施者との信頼関係が必要不可欠であることから、自治会、自主防災組織をはじめ避難支援等関係者は、防災活動だけでなく、日頃からの声掛けや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深め、近隣同士のネットワークづくりなど、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自治会、自主防災組織が中心となり、民生委員・児童委員等の協力のもと、避難行動要支援者（『防災ささえあい名簿』登録者）や避難支援等実施者とともに、防災訓練等を行い、地域の支援体制の充実・強化を図ることが大切である。

防災訓練には、地域住民や避難行動要支援者、避難支援等実施者等が積極的に参加し、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援の検証や障害物の確認等を行い、地域全体の防災意識の向上が図られるよう努めることとする。



平成 25 年 2 月　初版
平成 25 年 4 月　改訂
平成 28 年 4 月　改訂
平成 30 年 4 月　改訂
令和　2 年 4 月　改訂
令和　4 年 4 月　改訂
令和　6 年 2 月　改訂